

避難行動要支援者 支援対策について

立川市福祉保健部福祉総務課
市民生活部防災課

避難行動要支援者って誰のこと？

要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児など）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

つまり、自力避難が困難な方！

背景

【東日本大震災】

- 犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者
- 障害者の犠牲者の割合は、健常者の犠牲者の割合の約2倍

3

さらに・・・

個人情報保護条例によって、高齢者や障害者に関する情報の利用・提供が制限



民生委員や消防団など、外部の避難支援者へ
必要な情報提供ができない

4

H25.6 災害対策基本法 改正

- 市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務づけ
- 避難行動要支援者の生命、身体を災害から守る目的での名簿情報の提供を認める

5

避難行動要支援者名簿ってなに？

地震や風水害で避難が必要になった時、「避難するために手助けが必要な方」を把握するため、事前に準備しておく名簿

6

平成26年度まで

災害時要援護者名簿



平成27年度から

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は2種類あります。

避難行動要支援者名簿

- ① 支援者や支援団体に事前に提供する名簿
⇒ 個人情報の事前提供に同意している人が記載
- ② 災害発生時（発災時）に提供する名簿
⇒ 個人情報の事前提供に同意していない（未確認を含む）人が記載

	事前に提供	発災時に提供
支援開始の タイミング	早い	遅い
プライバシー (個人情報)	低	高

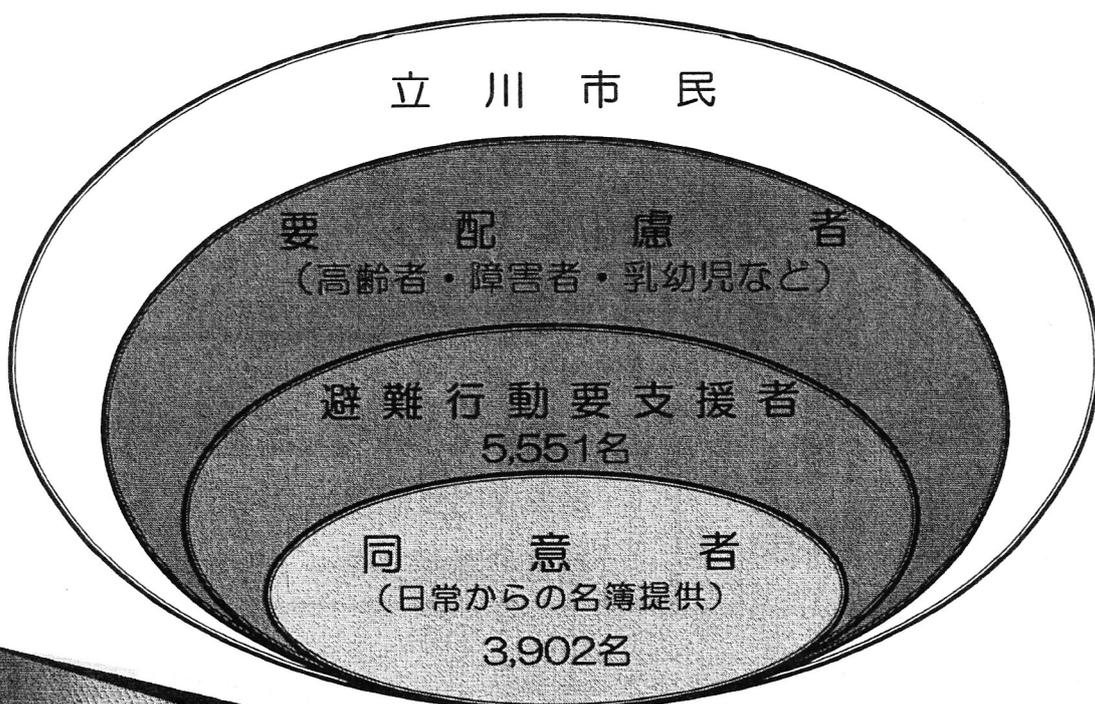
避難行動要支援者名簿の対象範囲

- 1 人工呼吸器を使用している在宅医療者
- 2 要介護認定者（要介護度3～5）
- 3 身体障害者手帳1級又は2級（呼吸器機能障害は1級）の障害者
- 4 知的障害者（愛の手帳1度、2度）
- 5 難病指定を受け障害福祉サービスを受けている方
- 6 その他災害時に自ら情報の収集及び避難行動をとることが困難な方

➡ 真に避難行動支援が必要と思われる方に対象を絞りました。

9

対象範囲のイメージ



10

避難行動要支援者数の推移

令和2年2月10日現在

区分	H28.5	H29.8	H30.7	H31.2	R2.2
同意者	5,720人	5,236人	4,619人	4,094人	3,902人
未同意者 (未確認含む)	1,525人	3,040人	1,720人	1,672人	1,649人
計	7,245人	8,276人	6,339人	5,766人	5,551人

「65才以上」という要件が外れた。

11

同意者名簿への登録方法

所定の申請書を受付窓口へ提出いただくことで登録いたします。



【受付】

市役所（1階 福祉総務課 等）
地域包括支援センター（6カ所）
福祉相談センター（3ヶ所）

12

支援団体（名簿提供先）

- 立川消防署
- 立川警察署
- 立川市消防団
- 立川市社会福祉協議会
- 地域包括支援センター・福祉相談センター
- 民生委員・児童委員
- 自治会、市民防災組織等

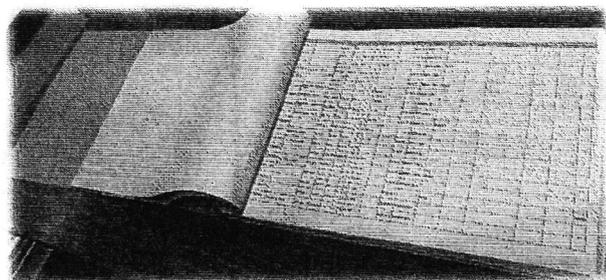


⇒ R2.2.10現在、78自治会等に名簿提供

13

名簿に登載される項目

- 1 氏名、フリガナ
- 2 住所
- 3 生年月日、年齢、性別
- 4 電話番号、携帯電話番号
- 5 居住地域を担当する民生委員名
- 6 登録事由（介護、障害の区分やその内容等）



14

名簿の管理と更新

《名簿の管理》

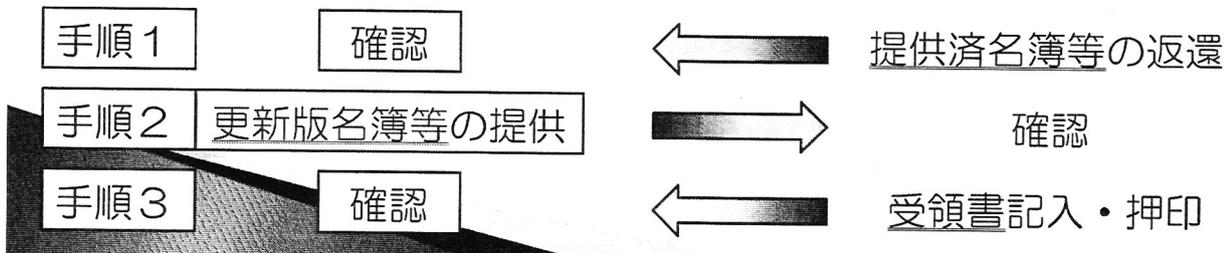
管理者：名簿管理責任者（新規、変更の際に届出の必要あり）

保管場所：施錠可能であって不特定多数の人が触れることのできない場所

事故（紛失、盗難等）発生時：速やかに市に報告

その他：マニュアル・資料11,12参照

《名簿の更新》



名簿提供後の流れ

※支援団体・支援者のみ

協定締結・名簿提供



平常時の取組み



災害発生時の対応

※市内で震度4以上



避難支援体制の構築

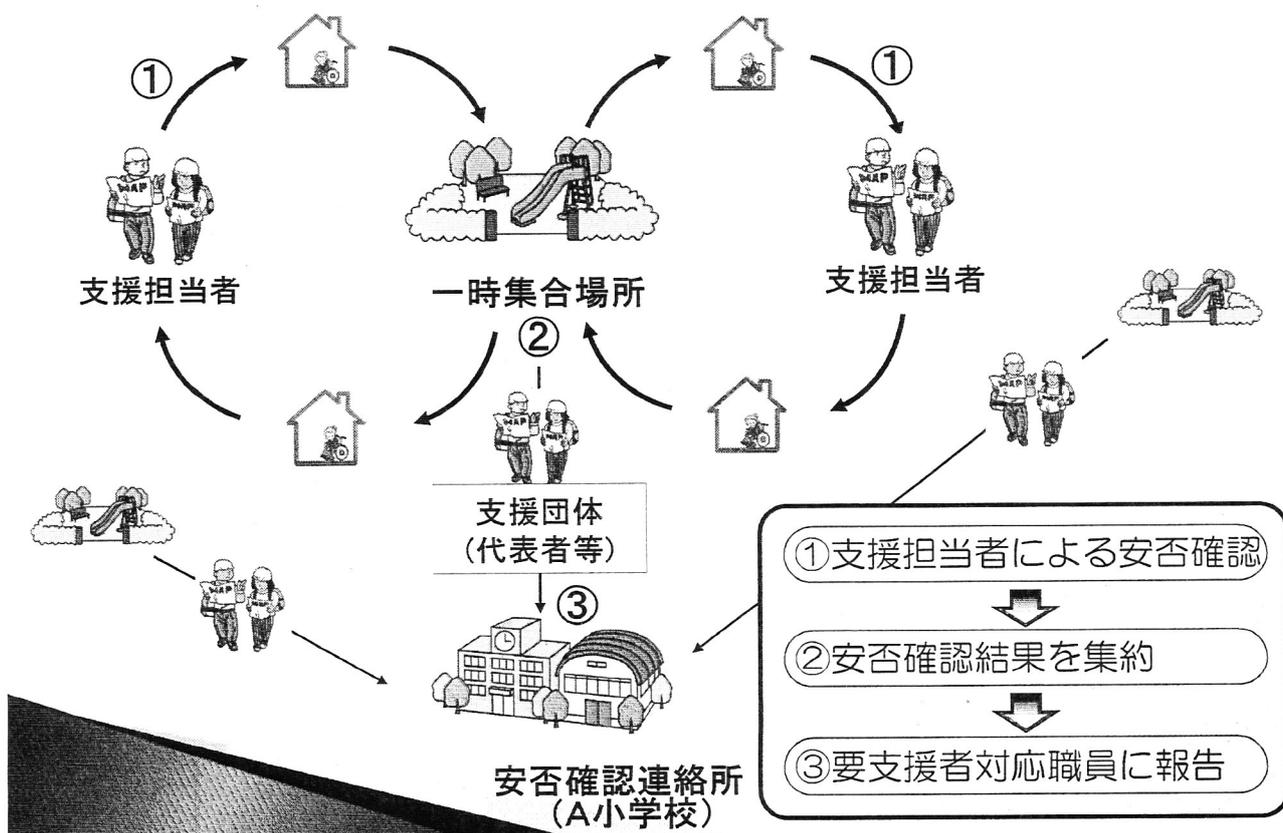
- 避難などの際に、避難所までの移動支援が必要な避難行動要支援者については、「避難支援プラン（個別計画）」を作成し、関係機関・団体と連携して支援体制を構築していく。



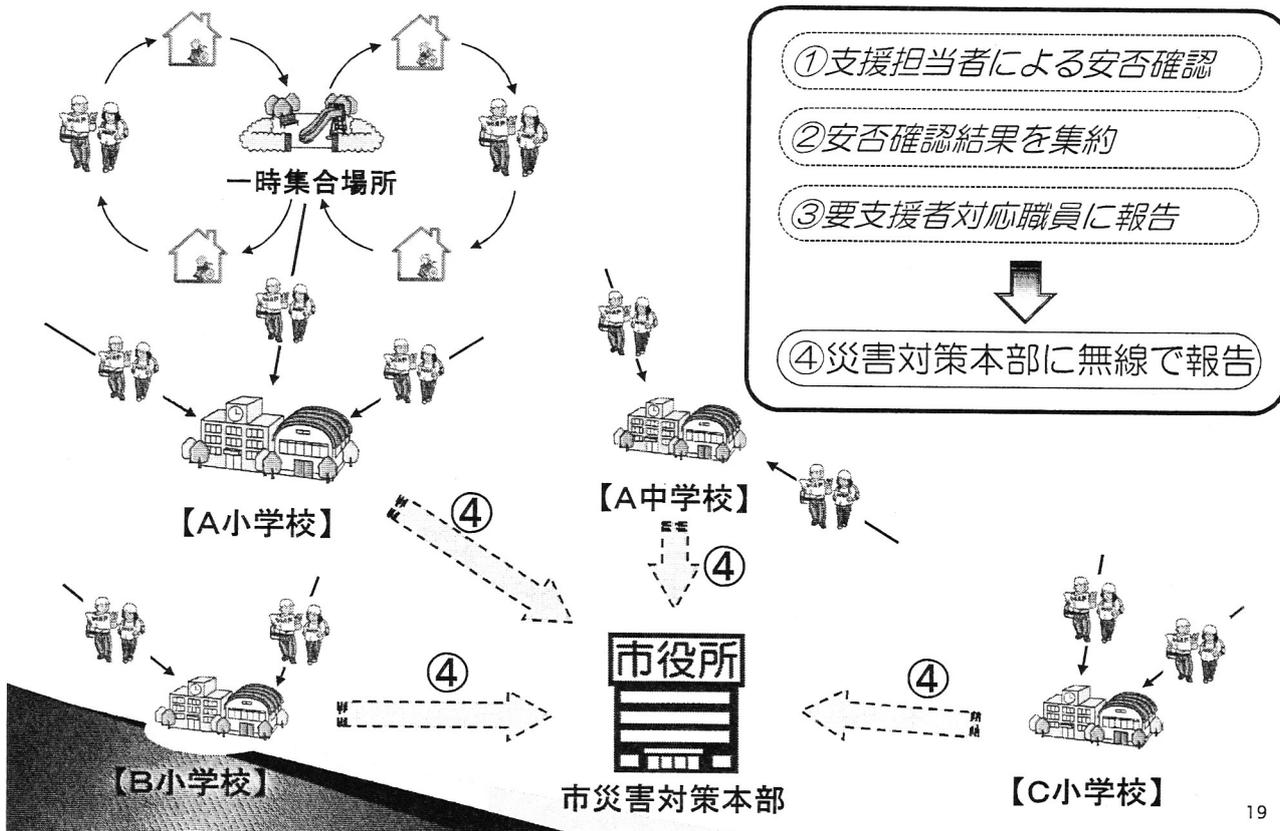
※「避難支援プラン（個別計画）」とは
要支援者一人ひとりについて、誰が、
どこの避難所に、どのような方法で避難
させるか、あらかじめ定めておくこと。

17

災害発生時の対応（自治会～地域）



災害発生時の対応（市全域）

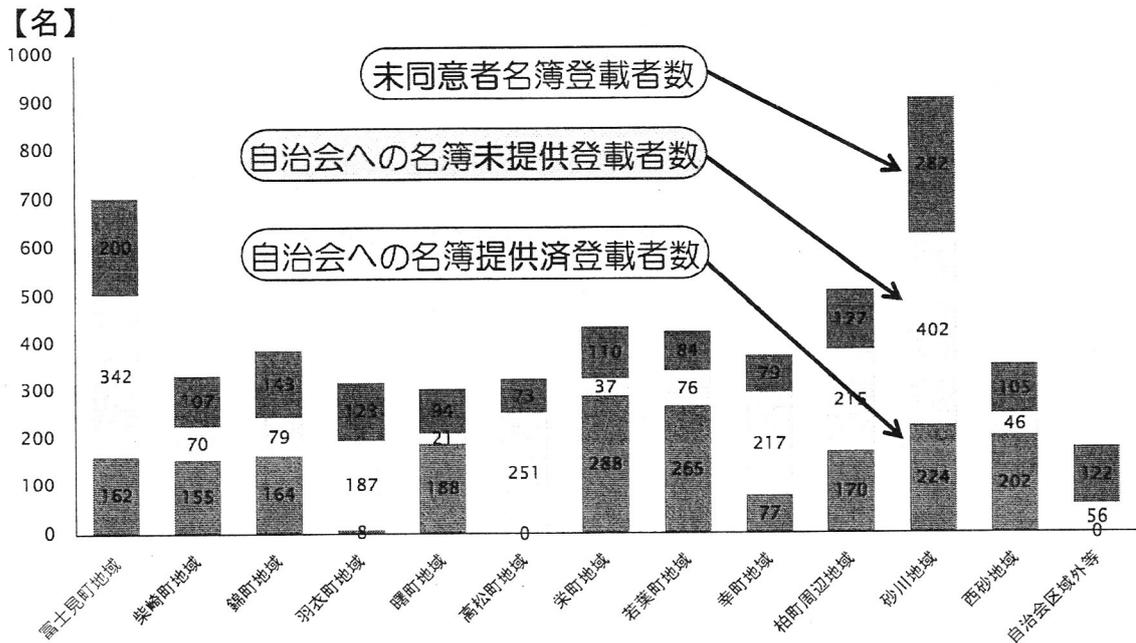


19

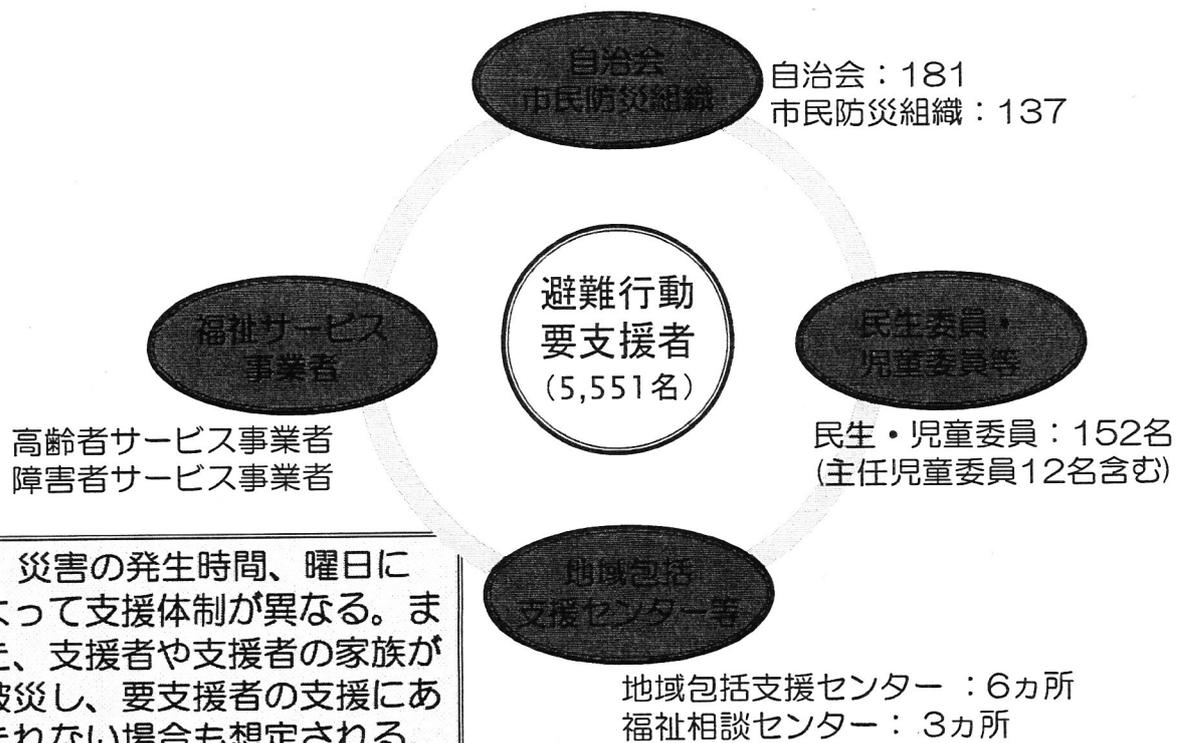
支援対策の現状

地域別要支援者数

令和2年2月10日現在



地域支援体制(組織、団体)



※ 災害の発生時間、曜日によって支援体制が異なる。また、支援者や支援者の家族が被災し、要支援者の支援にあたれない場合も想定される。

ま と め

- 地域の皆様の善意にもとづく支援制度です。
- 地域の皆様に名簿を受け取っていただくことにより、要支援者へのいち早い支援が期待できます。
- 名簿を受け取っていただいている自治会に“義務”を負わせるものではありません。
- 可能な範囲で、安否確認や避難支援をお願いするものです。
- ご理解、ご協力を
お願い申し上げます。

